事　務　連　絡
令和６年９月 27 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）　　御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

医療情報取得加算及び医療ＤＸ推進体制整備加算の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その２）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和６年厚生労働省告示第 262 号）等については、「医療情報取得加算及び医療ＤＸ推進体制整備加算の取扱いについて」（令和６年８月 20 日保医発 0820 第１号）等により、令和６年 10 月１日（医療情報取得加算に係る改正規定については令和６年 12 月１日）より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添１から別添３のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

（別添１）

医科診療報酬点数表関係
（医療ＤＸ推進体制整備加算）

【医療ＤＸ推進体制整備加算】

問１　「医療情報取得加算及び医療ＤＸ推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その１）」（令和６年９月３日事務連絡）別添１の問１において、「すでに医療ＤＸ推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関は、届出直しは不要であること」とされているが、マイナ保険証利用率要件を満たさなくなった場合は、施設基準の辞退の届出を行う必要があるのか。

（答）辞退の届出は不要。

（別添２）

歯科診療報酬点数表関係
（医療ＤＸ推進体制整備加算）

【医療ＤＸ推進体制整備加算】

問１　「医療情報取得加算及び医療ＤＸ推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その１）」（令和６年９月３日事務連絡）別添２の問１において、「すでに医療ＤＸ推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関は、届出直しは不要であること」とされているが、マイナ保険証利用率要件を満たさなくなった場合は、施設基準の辞退の届出を行う必要があるのか。

（答）辞退の届出は不要。

（別添３）

調剤報酬点数表関係
（医療ＤＸ推進体制整備加算）

【医療ＤＸ推進体制整備加算】

問１　「医療情報取得加算及び医療ＤＸ推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その１）」（令和６年９月３日事務連絡）別添３の問１において、「すでに医療ＤＸ推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険薬局は、届出直しは不要であること」とされているが、マイナ保険証利用率要件を満たさなくなった場合は、施設基準の辞退の届出を行う必要があるのか。

（答）辞退の届出は不要。